

SSBC - Shanghai Express News

Vol. 2013-07 30. July. 2013

知っているようで本当は知らないEtc. 【速 報】新しい出入国管理の枠組みについて

今年の7月1日より中華人民共和国出境入境管理法(以下、『出入国管理法』とします。)が施行されており、このうち特に外国人の出入国管理について、9月1日より中華人民共和国外国人入境出境管理条例(以下、『外国人入出国管理条例』とします。)が施行されます。今回は、この出入国管理法と外国人入出国管理条例の枠組みと、日本人駐在員もしくは出張者の注意点を説明します。

1. 出入国管理の新しい枠組み

外国人の出入国管理は、外国人の中国への入国及び出国、外国人の中国国内での滞在に関する管理のこと をいい、出入国管理法、外国人入出国管理条例によって規定されます。

出入国管理法の施行前、外国人の出入国管理は、『中華人民共和国外国人入境出境管理法』(既に失効)が規定していましたが、出入国管理法の施行により、外国人の出入国管理は中国人の出入国管理と同一の法律によって規定されることになりました。そのため、外国人の出入国管理については、基本的事項については出入国管理法が規定し、詳細事項については外国人出入国管理条例によって規定されています。

■外国人の出入国管理の枠組み

中国への入出国	ビザ(査証)	中国への入国に当たって、原則として入国の目的に応じたビザ(査証)の取得が必要とされます。(※1)ビザ(査証)とは、入国に先立った事前の調査証明書を意味します。		
	入国及び出国	入国及び出国に当たっては、パスポートが必須とされ、ビザ、居留許可等の 証明書の提示が必要となります。(※1) 入国及び出国を拒絶することができる要件が規定されており、ビザ、居留許 可等の証明書を保有していても、入国が拒絶される場合があります。		
中国での滞在	停留(短期)	180 日を超過しない滞在については、ビザ(査証)に明記される期限内において停留することが認められます。		
	居留(長期)	工作(就業)類については90日以上5年以内、非工作(非就業)類については180日以上5年以内の居留許可を取得することができます。 居留許可の有効期間内に再入国をする場合には、ビザを取得する必要はありません。		
	永久居留	永久居留資格を取得した場合には、再入国をする場合には、ビザを取得する 必要はありません。		

(※1) 日本の普通パスポート保有者は、滞在が 15 日を超過しない場合で、かつ入国の目的が学習、仕事(就業)、定住、政府訪問、インタビュー報道でない場合に限り、ビザ(査証)の取得が免除されています。

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel 021-5237-6737 fax 021-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58--295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244



SSBC - Shanghai Express News

Vol. 2013-07 30. July. 2013

2. 日本人駐在員、出張者の注意事項

出入国管理法、外国人入出国管理条例による新しい枠組みは、ビザ(査証)の種類の細分化、手続きの厳重化、処罰の厳罰化など、従来と比較して特に違法就労の排除を目的とした外国人の管理が強化されている点で特徴があるものと言えます。

以下で記載する通り、就業目的で中国国内に滞在するためには就業許可(就業証)と工作(就業)類の居留許可を取得する必要があります。上海市の関連法令によれば、中国国内での就業とは、中国国内で『労働』し、『報酬を受領』する行為をいうものとされています。就業許可(就業証)と居留許可を保有しない出張者などが現地法人などの中国の組織から給料や手当などの名目での金銭を受領することは、形式的に中国国内で労働と報酬の受領が行われていることになり、この点で就業目的での中国国内での滞在とみなされる可能性が大きくなります。この点の解釈は、従来と変わることはありませんが、新しい枠組みの下では、これまで以上に注意が必要になるものと考えられます。

以下では、上記の新しい枠組みの下で注意すべきと考えられる事項を列挙します。

■新しい枠組みの下での注意事項

ビザ	ビジネス目的の入国	ビジネス目的の入国は、これまでは F ビザ (訪問ビザ) が必要とされていましたが、新しい枠組みの下では、『M ビザ』の取得が必要となります。(※2) M ビザの取得に当たっては、中国国内の取引先からの招聘状が必要となります。
	駐在員の家族の入国	家族が駐在員とともに中国国内に長期に滞在する場合には『S1』、駐在員の下を短期間訪問する場合には『S2』ビザの取得が必要となります。(※2) 『S1』ビザは、居留許可の取得の前提となります。
停留(短期)	入国後の住宿登記	中国に入国後、24 時間以内に派出所(公安局)にて臨時住宿登記を行う必要があります。この手続きを怠ると、2,000 元以下の罰金が科せられる場合があります。 なお、ホテル等の宿泊施設に滞在する場合には、宿泊施設が臨時住宿登記を行う義務を負います。
居留(長期)	居留許可の申請手続	居留許可の審査期間は、新規、再取得を問わず、出入国管理当局に申請 資料を提出した日から『15 営業日以内』とされています。審査期間中には、 パスポートを出入国管理当局に預ける必要があるため、手続きの完了日が 確定するまでの期間においては、中国国外はもとより、中国国内の長距離 出張などのスケジュールは避けるのが賢明と言えます。
	居留許可の変更手続	居留許可の取得の際に登録された条件に変更があった場合には、10 日以内に変更の届出を行う必要があります。例えば、パスポートの更新、住所変更等が考えられますが、これを怠ると、2,000 元以下の罰金が科せられる場合があります。
	就業目的の滞在	就業目的で中国国内に滞在する場合には、必ず就業許可(就業証)と工作 (就業)類の居留許可を取得する必要があります。 工作(就業)類の居留許可は90日未満の滞在の場合には認められないた め、90日未満の短期間の就業を目的とした滞在は認められません。
その他	不法就労の定義と罰則	以下の場合には不法就労に該当するものとされ、5,000 元以上 20,000 元以下の罰金が科せられ、状況によってはこれに加えて 5 日以上 15 日以下の拘留を科すことができるものとされています。 (1) 就業許可(就業証)及び工作(就業)類の居留許可を取得せずに中国

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel 021-5237-6737 fax 021-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244



SSBC - Shanghai Express News

Vol. 2013-07 30. July. 2013

	国内で就業した場合 (2) 就業許可(就業証)の範囲を超過して中国国内で就業した場合 (3) 外国留学生が法令が許容する範囲を逸脱して就業した場合 なお、不法就労者の雇用者に対しても、不法就労者一人につき10,000元、 総額で100,000元を超過しない範囲での罰金が科せられ、併せてこれによって得られた利益を没収することができるものとされています。
不法滞在の定義と罰則	以下の場合には不法滞在に該当するものとされ、状況によっては一日につき500元、総額で10,000元を超過しない範囲での罰金、もしくは5日以上15日以下の拘留を科すことができるものとされています。 (1) ビザ、居留許可に規定される停留・居留期間を超過して滞在した場合 (2) ビザ取得を免除されて入国した外国人が、期限を超過して滞在し、かつ停留・居留の手続きを行っていなかった場合 (3) 認められた停留・居留区域を超えて活動した場合 (4) その他違法な居留の状況
国外退去処分	出入国管理法に違反し、その程度が重大である場合であるが、刑事犯罪を 構成しないような場合には、公安部の決定により国外退去処分を命ずること ができるものとされています。また、この公安部の決定は最終決定であり、訴 訟等により不服を申し立てる余地はありません。

(※2) いずれも、滞在期間が15日を超過しない場合には、ビザ(査証)の取得は免除されるものと考えられます。

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel 021-5237-6737 fax 021-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244